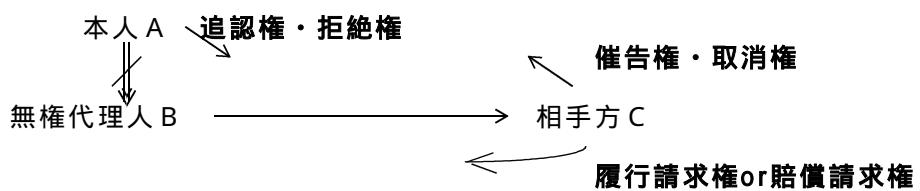


## 1) 狹義の無権代理

相手方の権限	相手方の態様	善意・無過失	善意・有過失	悪意
催告権(114)				
取消権(115)				×
履行請求・賠償請求(117)			×	×
表見代理(109.110.112)			×	×



## 本人の追認権(113)

原則：相手方へ行使する  
無権代理人に対して行使してもよいが  
相手方が知るまでは追認の効果を主張  
することはできない(112) [57-5(ア)]  
[H9-3(1)]

追認の効果は契約時に遡及する(116)  
[H7-4(オ)][H9-3(4)][H15-6(イ)]

本人が相手方に対し目的物の引渡請求等  
をする行為につき、法定追認制度は類推  
されないが、黙示の追認とみなされる  
(× 125. 113) [58-1(3)][H14-2(ア)]

追認した場合でも、無権代理人に対して  
不法行為による損害賠償請求をすること  
ができる [62-2(3)]

無権代理による契約が錯誤であっても、  
本人は追認することができる [H7-4(イ)]

無権代理人が本人の利益を図る意図で契  
約したかどうかを問わず、本人は追認又  
は追認拒絶をすることができます  
[H9-3(2)]

cf本人が無権代理人に対して追認の意思表示をし、相手方にその通知がされていなくても、相手方は追認の効果を主張することができる [57-5(イ)]  
本人にとって不利益とならないから

× 相手方が取消権を使用した後に追認をす  
ることはできない [H7-4(イ)]

× 追認拒絶後に追認をすることはできない  
[H9-3(5)]

## 本人の追認拒絶権(113)

追認拒絶により本人に効果は帰属しない  
但し、相手方による表見代理成立の余  
地はある [62-2(2)]

### 相手方の催告権(114)

善意、悪意を問わず行使をすることができる [H3-1(3)][H23-6(ア)]  本人に対してすること（相当期間） 尚、本人に確答義務はないので、不返答の場合、追認拒絶とみなされる [58-1(1)][H4-7(ウ)][H7-4(ア)] [H9-3(3)]	cf 20条の催告（1ヶ月以上期間） 不返答：追認擬制(01-07参照)
--	---

### 相手方の取消権(115)

善意(無過失・有過失)であれば、本人が追認するまで行使をすることができる [58-1(2)][62-2(4)][H3-1(2)] [H14-2(イ)][H23-6(ア)] 尚、本人が追認しても相手方がその事実を知らなければ、依然取消権を使用することができる [H7-4(ウ)][H9-3(1)]	× 追認がされ、その事実を知った後は取消権は行使できない[58-1(4)]  × 取消権を使用した場合、相手方は無権代理人に対して責任追及をすることはできない[H14-2(イ)]
---	---

### 相手方の履行請求権or賠償請求権(117 )

善意・無過失であれば行使をすることができる(117 )[H3-1(4)][H15-6(イ)]  無権代理人に対する履行請求と損害賠償請求は選択的に行使すること[62-2(5)] 履行請求額 = 転売利益等[H14-2(オ)]	× 本人の追認後は行使することはできない[58-1(5)]  × 無権代理人が制限行為能力者である場合は行使することはできない(117 ) 制限行為能力者の保護を重視する[H3-1(5)]
---	---

1 ) 無権代理人の責任は、相手方の保護と取引安全並びに代理制度の信用保持のために、法律が特別に認めた無過失責任であるため、相手方が無権代理人の故意又は過失を立証する必要はない(最判昭62.7.7)[H23-6(オ)]

### 相手方の表見代理の主張(109、110、112)

善意、無過失であれば主張をすることができる [H10-2(ア)]  <u>無権代理人に対する責任追及又は表見代理の主張はどちらを選択行使してもよい</u>  本人が追認拒絶をしても、相手方は表見代理の主張をすることはできる (最判昭33.6.17)[62-2(2)]	cf C が善意・有過失(又は惡意)であり、D が善意・無過失の場合、表見代理は成立しない(大判昭7.12.24) 第三者に転得者は含まないとする  cf 無権代理人が自己の責任回避の為、表見代理の成立を抗弁として主張することはできない(最判昭62.7.7) [H6-4(イ)][H10-2(アイ)][H14-2(ウ)]
--	--